

東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町ごみの分け方・出し方ポスター（以下「ポスター」という。）への有料広告の掲載に関して、東浦町有料広告掲載要綱及び東浦町有料広告掲載基準に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 広告掲載の位置、規格、枠数及び掲載料は、別表のとおりとする。

(募集方法)

第3条 広告掲載の募集は、広報ひがしうら及び町ホームページで行うものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、2年間とする。ただし、当該掲載期間は町長が必要と認めた場合に限り延長することができる。

(広告原稿の提出)

第5条 広告掲載等決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、町長の指定する期日までに広告の原稿を電子媒体で作成し、町長が指定する場所に提出するものとする。

(掲載料の還付)

第6条 天災、事故等の広告掲載者の責に帰さない理由により、広告の掲載が行われなかった場合は、広告掲載料を還付するものとする。

2 広告掲載者は、前項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとするときは、東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載料還付請求書（様式第1）を町長に提出するものとする。

3 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(掲載の取下げ)

第7条 広告掲載者が自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載取下申出書（様式第2）を町長に提出するものとする。この場合において、当該申出書を提出できる期間は、申込日から広告掲載の決定通知後7日までとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

位置	規格	枠数	広告掲載料 (消費税及び地方 消費税含む)
ポスターのうち町 長の指定する場所	紙印刷 (縦 40mm × 横 75mm)	5 枠	1 枠 2 年間 60,000 円

様式第1（第6条関係）

年 月 日

東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載料還付請求書

東 浦 町 長

申込者 住所
名称
代表者職氏名
電話

東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載に関する取扱要領第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

請 求 額		円
振込先	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 本店・支店
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

様式第2（第7条関係）

年 月 日

東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載取下申出書

東 浦 町 長

申込者 住所
名称
代表者職氏名
電話

広告掲載を取り下げたいので東浦町ごみの分け方・出し方ポスター広告掲載に関する取扱要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申し出します。

記

取下日	年 月 日
取下理由	